第四十二条の五第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二項中「次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「並びに第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四並びに第四十二条の十二の五第七項及び第八項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に、「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「次条第五項」を「次条第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第十三項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」とする」に改め、同条第十四項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（次項」の下に「及び第七項」を加え、「。次項」を「。第七項」に改め、同条第十二項中「第五項」を「第十二項」に、「第三項」を「第九項」に、「第十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第五項の」を「第十二項の」に改め、「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に、「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第七項から第九項まで」とする」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項中「第三項の規定は」を「第九項の規定は」に、「第四項」を「第十一項」に、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第九項」に、「、第三項」を「、第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　第十項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第九項の規定による控除の対象となる第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第九項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された第十項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

第四十二条の六第八項中「第二項」を「第七項及び第八項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第四十二条の六第六項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十八条の十一第二項又は第三項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「、第四十二条の十二の三第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項」を「及び第四十二条の十二の三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「前項」を「第九項」に改め、「（における」の下に「第七項又は第八項に規定する」を加え、「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十一第七項又は第八項」に、「、第二項」を「、第七項又は第八項」に、「同条第二項」を「同条第七項又は第八項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「につき」の下に「第七項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　中小企業者等が、特例対象事業年度等の特定期間内に、特定生産性向上設備等（特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第四十二条の十二の五第三項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第三項及び第五項の規定の適用を受けないときは、当該中小企業者等の特例適用事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の七（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、百分の十）に相当する金額を、同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。